

議案第 1 号

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 22 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例

桐生市事務分掌条例(平成20年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の共創企画部の項中第2号を次のとおり改める。

(2) 広報に関する事項

第2条の表の総務部の項中第3号及び第11号から第13号までを削り、第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 行政のデジタル化に関する事項

第2条の表の総務部の項中第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 電子計算業務の運営管理に関する事項

第2条の表の総務部の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 文書に関する事項

(5) 統計に関する事項

第2条の表の市民生活部の項中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号中「スポーツ振興」の次に「及び文化振興」を加え、同号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 市史編さんに関する事項

第2条の表の市民生活部の項中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

(2) 多文化共生に関する事項

(3) 広聴及び各種相談(他の部の所管を除く。)に関する事項

(4) 情報公開に関する事項

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第1号 桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

新たな行政需要に対応し、効果的な行政運営や市民サービスのさらなる向上を図るため、令和3年4月1日付けで機構改革を実施することに伴い、所要の改正を行おうとするものです。